

広島県告示第二百十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和二年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

告示番号	平成二十五年広島県告示第二百十三号 平成二十六年広島県告示第百六十七号	
所在地	広島県三原市深町地内	
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
土砂流	東大谷川（一九）	東大谷川（一九）
土砂流	中組一号川（二一）	中組一号川（二一）
土砂流	小畠川（二二）	小畠川（二二）
土砂流	中組二号川（二三）	中組二号川（二三）
土砂流	中組三号川（二四）	中組三号川（二四）
土砂流	中組四号川（二五）	中組四号川（二五）
土砂流	藤井川支川一（四一）	藤井川支川一（四一）
土砂流	藤井川支川一（四一隣一）	藤井川支川一（四一隣一）
土砂流	藤井川支川二（四二a）	藤井川支川二（四二a）
土砂流	藤井川支川二（四二b）	藤井川支川二（四二b）
土砂流	藤井川支川二（四二b）	藤井川支川二（四二b）

大坪川 (五〇〇五)	土石流	大坪川 (五〇〇五)	土石流
忍川 (五〇〇七)	土石流	忍川 (五〇〇七)	土石流
藤井川支川五 (七八〇二)	土石流	藤井川支川五 (七八〇二)	土石流
綱掛川 (二八)	土石流	綱掛川 (二八)	土石流
中組五号川 (五〇〇六)	土石流	中組五号川 (五〇〇六)	土石流
藤井川支川三 (五〇〇九)	土石流	藤井川支川三 (五〇〇九)	土石流
隣一)	土石流	隣一)	土石流
藤井川支川三 (五〇〇九)	土石流	藤井川支川三 (五〇〇九)	土石流
藤井川支川四 (七八〇〇)	土石流	藤井川支川四 (七八〇〇)	土石流